



農地法違反ステッカー

農地に住宅や墓を建てたり資材置場にする等、転用を行う場合は事前に農地法の許可を受ける必要があります。しかし違反行為があとを絶たないため、農業委員会では『農地法違反』のステッカーを作成し、違反している建物等に貼り付けて指導を行っています。

農業委員会事務局

☎965-5608

ストップ！『農地法違反』

男女共同参画コーナー
どーおもう？



★どうしてこうなっちゃったんだろうね。

企画課 ☎ 973-5005

- 【ご存知ですか?農地法について】
- Q 農業を始めたが、農地を買う(借りる)ために許可条件がありますか?
- A 農地法で許可を受けるためには、例えば次の要件を満たす必要があります。
- ① 農地を買う(借りる)方、またはその世帯員等が、農地の全てについて耕作すると認められること。
- ② これから買う(借りる)農地を含めて、耕作するための農地等が3,000㎡(約910坪)以上あること。
- ③ 世帯において少なくとも1人は、年間150日以上の農作業に従事することが可能と認められること。
- ※ただし農業形態等によって条件が加わったり、例外もあるため、詳しくは農業委員会にご相談ください。

- Q 『農地転用』とはどんなことですか?
- A 農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場など農地以外の用途に転換することです。なお、一時的に利用する場合も転用になります。
- Q もし農地法の許可を受けずに畑を転用してしまったら?
- A 無断転用した場合、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の勧告や命令が関係者に通知されます。もし、これら勧告等に従わない場合は、罰則の適用もありません。
- 罰則は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)となっています。